

第7章 (追加) リース会計

1. リース会計の課題 (教科書：p.150以下)
- ①リース資産のオンバランスvsオフバランス問題
 - ②リース資産の取得原価をどのように算定するのか？
(その裏側：リース負債をどのように認識・算定するのか？)
 - ③オンバランスしたリース物件をどのように減価償却していくのか？ (償却年数・償却方法)

ファイナンス・リースとオペレーティング・リース

- *ファイナンス・リース
経済的実質が購入に近いリース
オンバランス ➡ 購入固定資産と同様に減価償却
- *オペレーティング・リース
経済的実質がレンタルに近いリース
オフバランス ➡ 支払リース料を費用に計上するのみ

ファイナンス・リースの識別条件

- ①中途解約不能条件
(未経過リース期間のリース料相当を違約金として支払わなければならないようリース契約を含む。)
- ②フルペイアウト条件
 - (a) 金額基準
リース料総額の現在価値 > 見積現金購入価格の90%
 - (b) 期間基準
リース期間 > リース物件の経済的耐用年数の75%
 (a) and/or (b) のリース契約 = ファイナンス・リース
 ファイナンス・リース以外のリース = オペレーティング・リース

リース資産に付す取得原価

- 貸手側でのリース物件の購入価額が明らかであるか？
- YES ➡ リース料総額の割引現在価値と貸手側での購入価額を比べて低い金額
- NO ➡ リース料総額の割引現在価値と借手側での見積購入価額を比べて低い金額

ファイナンス・リースの減価償却

- *所有権移転ファイナンス・リースの場合
 - ①物件の所有権が借手に移転するリース契約
 - ②物件を割安で購入する権利が借手に付与され、かつ借手がその権利を行使することが確実とみなされるリース契約
 - ③借手ように特別仕様で製作されたリース
この場合の減価償却：
経済的使用可能予測年数を償却年数とし、自己所有の固定資産と同一の減価償却方法を採用する。
- *所有権移転外ファイナンス・リースの場合
リース期間を減価償却年数とする。

第8章 繰延資産等の会計処理

繰延資産とは？

- *代価の支払いと役務の提供は完了しているものの、その効果が将来にわたって現れると期待される特定の支出
- *創立費、開業費、株式交付費、社債発行費等、開発費

会計処理方法

- *支出の効果が不確実なので、原則として全額を支出時に費用処理 支出 = 費用
- *代替的に資産化可 支出 → 資産 → 費用

研究開発費の会計処理

A法：即時費用化法 支出＝費用（現在の会計基準）

B法：資産化法 支出→資産→費用

C法：条件付資産化法

（研究開発を完遂し商業化する技術的経済的可能性）

有の時：支出→資産→費用

無の時：支出＝費用

D法：特別（経過）勘定法

支出→仮勘定

- 成功が判明した時→資産→費用
- 失敗が判明した時→費用